

第215回府中市建築審査会

令和4年10月21日開催

令和4年10月21日開催第215回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

- 1 開催日時 令和4年10月21日（金）午後3時00分～午後3時55分

- 2 開催場所 web会議

- 3 出席者
 - (1) 会長1名、委員4名
 - (2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員7名）

- 4 傍聴人 1名

開 会

○事務局（〇〇） それでは定刻になりましたので、ただいまから第215回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。

それでは開催に当たりまして、都市整備部次長兼建築指導課長の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（〇〇） 委員の皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日ご審議いただきます案件といたしましては、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づきます許可同意案件が3件でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（〇〇） 委員の皆様には大変恐縮ですが、次長にはほかにも公務が重なっており、ここで退席をさせていただきます。ご了解頂きたいと思っております。

（次長退席）

○事務局（〇〇） それでは、議題に入ります前に2点報告をさせていただきます。1点目は、本日委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会は有効に成立いたしております。2点目は、本日の審査会におきまして、1名の方から傍聴の申出を頂いております。

それでは会長、開会をよろしくお願ひします。

〇〇〇会長 それでは、ただいまから第215回府中市建築審査会を開催いたします。府中市建築審査会条例施行規則第3条におきましては、会議は公開とすることを原則としております。本日、傍聴の申出があるとのことですので、公開をすることとしたいと考えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

〇〇〇会長 ありがとうございます。それでは公開をすることといたします。傍聴人の方の入場をお願いいたします。傍聴人の方はお入りになりましたか。

○事務局（〇〇） もう少々お待ちください。すぐに来られると思います。

（傍聴人入場）

〇〇〇会長 事務局、よろしいですか。

○事務局（〇〇） よろしくお願ひいたします。

〇〇〇会長 それでは、本建築審査会は、府中市建築審査会条例施行規則3条の規定によりまして会議を公開することといたします。

続きまして、本日の審査会議事録への署名人の指定を行います。府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、会長及び会議において定めた委員1名が署名することとなっております。本日は〇〇委員にお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

〇〇〇委員 了解いたしました。

〇〇〇会長 それでは、日程の1、同意議案第21号、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について、事務局の説明をお願いいたします。

〇特定行政庁（〇〇） それでは、第21号議案につきまして、ご説明させていただきます。

2ページを御覧ください。本件は、一戸建ての住宅を新築する計画であり、敷地と道路の関係で建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請がなされたものです。

3ページを御覧ください。左側は案内図です。申請地は、ほぼ中央、橙色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。建築物の外壁面は、隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

4ページを御覧ください。申請地が接する道の現況ですが、北側の法第42条第1項第1号かつ法第42条第1項第5号道路に接続する現況幅員が3.537から4.007メートル、道の総延長距離が38.155メートルの道です。当該道は市有通路ですが、現況幅員が4メートルに満たない部分があり、令和4年度に道に関する協定が土地所有者全員の承諾により締結されております。

5ページを御覧ください。申請地は橙色で囲まれた部分で、黒枠で示した63番43です。その他協定の道などについて、凡例のとおり示しております。

6ページを御覧ください。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容と道に関する協定の承諾の有無を示しております。

それでは2ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。本申請は、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とすること。

条件2、申請者の権原の及ぶ幅員4メートルの道の部分（63番43の一部）について、申請に係る建築物の工事が完了するまでに、不動産登記簿上の地目を公衆用道路として分筆登記し、道路状に整備すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

〇〇〇会長 それでは、ただいまの第21号議案につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇委員 細かいところで恐縮なのですが、5ページの公図写しと、6ページについて2点伺いたいことがございます。

1点目は、5ページの公図写しなのですけれども、すごく細かいところなのですが、今回申請のありました63-43と63-37の間に赤い破線が入っているところ、ここが道の境界であるわけですけれども、そのところに、本来なら道の境界は63-43の今回の建築する敷地と接して線が引かれているのですが、その破線のところ、63-43のオレンジ色の線の下側のところが黄色く塗られていないように見えるのだけど、ここも協定に、今回のいろいろなところを見ると、この63-43からも一部土地を出していただくわけだから、ここも協定によって本来は黄色く塗られているべき、私が誤解で、塗られているのに塗られていないように見えているのかもしれないのですが。43の一番上のところも塗られている、ここは協定に入っているという理解でよろしいのですよね。これが1点目。

2点目は、6ページの該当地番一覧表の下から2番目の公衆用道路の〇〇さんをお持ちのところについて、右側に市有通路と書いてあるのですが、これは権利者が〇〇さんになっているけど、市有通路ということは、〇〇さんから市に権利が移ったとか何かの理由で、これは市有通路であるということになっているのかというのと。

あと、最終的に、この場所は今回申請された旭エステートさんと、あと〇〇さんと、お2人以外は全て市がお持ちということになっているわけですが、最終的に市として、これは道路とか何らかの形で、ほぼ市有通路という状態になっていると思うのですが、これは最終的に市有通路全体として何か今後道路協定で位置づけようとか、何かそういう計画があるのか、それとも、そこまでは行かない予定なのか、その2点について教えてください。

い。

○特定行政庁（〇〇） 1点目のご質問について、お答えさせていただきます。5ページの公図写しを御覧ください。見づらくて申し訳ありませんが、申請地である63-43の筆と、その北側にございます63-37の筆境が、図面上でいいますと、赤の点線の上の細かい実線でございます。道の一部も申請地の63-43に入ってくるため、ここは黄色と着色するべきところでございます。見づらくて申し訳ありませんでした。

2点目の6ページ、63-57の地番につきましては、63-57は市有通路の一部でございまして、〇〇さんが市のほうに無償供与の申請をしているという状況でございます。

また、3点目の今後の道路計画でございまして、こちらは現在のところではございまして、市のほうで拡幅というところまでは至っていない状況でございまして。以上でございまして。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇〇会長 ほかに、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 ただいまのご説明のところを確認をしたいのですが、63-57というのはどこにあるのですか。

○特定行政庁（〇〇） 63-57は片仮名のホの部分でございまして、63-40が〇〇さんの敷地でございます。また、そのホも〇〇さんが市に対して無償供与を申請しているという状況でございまして。

〇〇〇委員 そうですか。そうすると権利者が〇〇さんで、63-40のところなのですが、57という地番が書かれたところはありませんか。

○特定行政庁（〇〇） 失礼いたしました。63-57は市有通路ではございまして、〇〇さんがお持ちの敷地でございまして、ホの部分としては、63-40の南東側の部分でございまして。

〇〇〇委員 この黄色いところですか。

○特定行政庁（〇〇） はい。

〇〇〇委員 そうでしたら、そこに地番が入っていたほうがよいのでは。

○特定行政庁（〇〇） 失礼いたしました。5ページ、公図写しの右下の部分を御覧ください。こちらにト・ハ・ホ・ヘとして地番を記載させていただいております。

〇〇〇委員 分かりました。これで分かりますね。失礼いたしました、ありがとうございました。

〇〇〇会長 今回の関連ですけれども、よろしいでしょうか。4ページの道の現況図を見ると、今の63-57というのが、ちょうどこの隅切りの部分のところになっているのですね。これは5ページの公図を見ると、ハという方になっている。ハというのはどっちにしても54なのです。

〇特定行政庁(〇〇) 5ページ、公図写しを御覧ください。ハと書かれております隅切りの部分でございますが、こちらに細い線が入っておりまして、その小さな三角形の部分がハの筆でございます。

〇〇〇会長 なるほど。そうすると枝番57というのは、この隅切りのところから、さらに西側のほうに伸びている細長いところ、そういうことですね。

〇特定行政庁(〇〇) そのとおりでございます。

〇〇〇会長 分かりました。ほとんどが市有通路であり、それからもう1人、先ほどの57のところ、〇〇さんの部分、これ所有権は〇〇さんをお持ちで、管理は市がしているのか。

〇特定行政庁(〇〇) はい。

〇〇〇会長 市管理通路と考えればいいですか。

〇特定行政庁(〇〇) そのとおりでございます。

〇〇〇会長 市有通路というより市管理通路という言い方のほうが正しいのでは。

〇特定行政庁(〇〇) 管理自体は市でしておりますが、名称としては市有通路という呼び方で呼んでおります。

〇〇〇会長 そうですか、それは市のほうの、管理事務所の仕分けみたいなものでしょうかね、今の名称の使い方というのは。

〇特定行政庁(〇〇) そうでございます。

〇〇〇会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

〇〇〇委員 すみません、もう1つ、よろしいですか。

〇〇〇会長 〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇委員 5ページの公図の写しのところに、63-43の地番に黒い枠と細い赤の枠と太いオレンジの枠がありまして、これは一体何なのかがよく分からないのですね。これはどういうことを示しているのでしょうか。

〇特定行政庁(〇〇) 5ページ、公図写しを御覧ください。右上に凡例を示しておりますが、まず申請地の位置としましては橙色で示しております。また、その地番を

黒枠で囲っておりますので、申請地がオレンジ色と黒枠で示してございます。また、赤枠は道の協定の承諾の有無を示しております、全員承諾として赤枠で囲っている表現になっております。

〇〇〇委員 分かりましたが、今までもこういう表現だったのでしょうか。物すごく分かりにくいと思うのですが、いかがでしたか。

〇特定行政庁（〇〇） 今までも同じ表現でございます。

〇〇〇委員 そうですか。分かりました、ちょっと分かりにくいですね。仕方ないということですね。ありがとうございました。

〇〇〇会長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようですので、それでは21号につきましては以上とさせていただきます、22号のほうに入ります。説明をお願いします。

〇特定行政庁（〇〇） それでは第22号議案につきまして、ご説明させていただきます。

11ページを御覧ください。本件は、一戸建ての住宅を新築する計画であり、敷地と道路の関係で建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請がなされたものです。

12ページを御覧ください。左側は案内図です。申請地は、ほぼ中央、橙色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。建築物の外壁面は、隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

また、西側の法第42条第1項第5号道路から道の延長距離が35メートルを超えるため、道の中心から3メートル後退し、後退した部分を道路状に整備する計画となっております。なお、申請地と隣地に高低差があるため、後退部分の一部に土留めを設置する必要があり、道の中心から3メートル後退できない部分がございますが、隣地が建築する際など高低差が解消された際に土留めを解体し、道路状に整備することといたします。

13ページを御覧ください。申請地が接する道は、申請地西側の法第42条第1項第5号道路から申請地東側の法第42条第2項道路まで市有通路です。当該道の東側にて市有通路の確定幅員4メートルの区域内に塀が越境しており、一部現況幅員が4メートルありません。しかしながら、この塀の所有者は塀が市有通路に越境していること、また、建替えの際などに塀の越境部分を除却することは承知しております。

14ページを御覧ください。申請地は橙色で囲まれた部分で、黒枠で示した58番4です。市有通路部分の道の筆を赤枠で示しております。

15ページを御覧ください。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容を示しております。

それでは、11ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。本申請は、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、敷地内に転回広場または道の中心から3メートル後退した空地を設け、一般の通行の用に供するとともに、アスファルト簡易舗装等により道路状に整備し、維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

〇〇〇会長 それでは、ただいまの22号につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇〇委員 これは近々に確か別のところが令和4年に許可をされているので、そのときも議論になったので、ちょっとそれと重複してしまうかもしれないですが、議論というほどではなく、すごく小さな確認なのですが。15ページの公図写しの黄色く塗ってある道のところなのですが、不承諾になっている56-30と、ここが不承諾といえども孤立している場所だからとか、あと56-4もそういう理解で支障ないだろうということだと思いののですが、56-30と58-16という、この道のところで食い違いというか、ちょうど今、矢印があるところのすぐ左側ですけど、ずれているわけですが、図面とか写真で見るとずれていないので、これは公図の、ここは継ぎ目でもないのに、公図上の、作図上のミスというか現状と合っておらず、公図のほうが現状と合っていないような形で、ここはずれているけれども、実際には、これはずっと一本の線で道になっているという、そういう理解でよろしいですか。

〇特定行政庁(〇〇) 15ページ、公図写しを御覧ください。ご指摘のありました56-30、また、その東側、56-16の継ぎ目でございますが、こちらは実際に

市有通路も真っすぐ通っておりますので、公図上のずれと考えております。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇〇会長 ほかにいかがでしょうか。許可条件について確認をしたいのですが、条件の2のほうですね。今回は、この図の申請については道路中心から3メートル下がることによって転回広場が変わる機能を果たすということで許可をするということですね。まずそこを確認したいのですが。

〇特定行政庁（〇〇） 基準上では、道の延長距離が35メートルを超える場合に、転回広場、または道の中心から3メートル後退した空地を設けることとなっておりますので、どちらかを選択するような形で許可条件を付している状況でございます。

〇〇〇会長 基準ではどちらかを選択することになっているけれども、許可では、3メートル下がるという申請を出しているのだから、その3メートル下がるということが許可の条件になるのではないですか。どちらか採択できますよという許可条件はやはりおかしい。ですから、ここは修正をする必要があると思います。今回、転回広場は設けない。もし設けるのだとするならば、そのような申請なりをしてもらわなければならない。

〇特定行政庁（〇〇） 大変申し訳ありませんでした。許可条件のほうを修正させていただきたいと思います。

〇〇〇会長 敷地内、道の中心から3メートル後退した空地を設けると修正していただくということで。

〇特定行政庁（〇〇） はい。

〇〇〇会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

〇〇〇委員 1つ、よろしいですか。先ほど12ページのところで、1メートルバックしたときに、隣の敷地との高低差があるので、それを支える擁壁が必要なので、ちょっと1メートルバックのところを食い込むと。隣が建て替えられたときは、それに合わせて土留め壁を撤去するというご説明があったのですが、高低差があるというのがちょっと。具体的に説明していただけますか。

〇特定行政庁（〇〇） 12ページ、右側配置図を御覧ください。レベルの表現をさせていただいておりますが、道路よりも実際の敷地のほうが約1メートル高い状況でございます。その敷地の両側の塀の部分が土留めとして利用されておりますので、そちらが今現段階では撤去できない状況でございます。そのため、隣地側が同じ条件

で3メートル下がった場合に、今回の申請地である部分の塀も撤去するという事で、今回の申請者から確約を得ている状況でございます。

〇〇〇委員 その12ページの敷地の高さ、これが、その170というのが隣の敷地の道路面から比べるとプラスという意味でしょうか。そうすると、今回の申請地はプラスマイナスゼロとなっているところがありますよね。そこら辺が分からないのですけれども。

〇〇〇会長 建築物の基礎というか、地盤面をプラマイゼロにされていて、そこから向かって例えば西側の隣地はプラス170、それから東側がマイナスの210ということになっているのですね。その申請地と道路との高さが、道路側がマイナス1、100になっているので、道路側が1メートル10センチ低くなっている、そういうことですね。

〇特定行政庁(〇〇) そのとおりでございます。

〇〇〇委員 なるほど、そういうことね。坂の途中みたいなことなのですかね。

〇〇〇会長 ちょっと坂になっている感じはありますね。

〇〇〇委員 分かりました。

〇〇〇会長 ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、22号を以上といたします。

23号の説明をお願いします。

〇特定行政庁(〇〇) それでは、第23号議案につきまして、ご説明させていただきます。

21ページを御覧ください。本件は、一戸建ての住宅を新築する計画であり、敷地と道路の関係で建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請がなされたものです。

22ページを御覧ください。左側は案内図です。申請地は、ほぼ中央、橙色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。建築物の外壁面は、隣地境界線から1メートル以上離して計画しております。

23ページを御覧ください。申請地が接する道の現況ですが、北側の法第42条第1項第1号道路に接続する現況幅員が3.308から4.00メートル、道の総延長距離が98.89メートルの道です。昭和62年度、平成11年度、平成15年度及び平成24年度に道に関する協定が一部の土地所有者等を除き、当該道の部分を道路

状に整備することについて協定が締結されています。

また、申請地は道の延長距離が35メートルを超えておりますが、道の途中に転回広場があるため道の中心から3メートル部分を道路上にする必要はないと判断しております。

24ページを御覧ください。申請地は橙色で囲まれた部分で、黒枠で示した34番8です。その他協定の道などについて凡例のとおり示しております。

協定の承諾が得られていない土地について、ご説明いたします。34番7は北側の法第42条第1項第1号道路に接しており、土地所有者に協定締結を呼びかけましたが、メリットがないとの理由で断られたとの報告がありました。

特定行政庁としましては、当該道は一部の権利者を除いて、協定の承諾がなされており、不承諾の権利者についても承諾が得られないことは、市長が特にやむを得ないと認めることとし、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可特例指針1を適用したいと考えております。

25ページを御覧ください。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容と道に関する協定の承諾の有無を示しております。

それでは21ページに戻っていただき特定行政庁の意見です。本申請は、国土交通省令に適合するとともに、幅員3.308メートルから4.00メートルの道について、道に関する協定書が一部の特にやむを得ないと認める者以外の全員の承諾により締結されています。つきましては、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可特例指針1に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと思います。

条件1、建築物の規模は階数が2以下であること。

条件2、建築物は耐火建築物、または準耐火建築物とすること。

条件3、建築物の外壁面から隣地境界線の距離は1.0メートル以上とすること。

条件4、申請者の権原の及ぶ幅員4メートルの道の部分（34番8の一部）について、申請に係る建築物の工事が完了するまでに不動産登記簿上の地目を公衆用道路として分筆登記し、道路状に整備すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

〇〇〇会長 それでは23号につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

〇〇委員。

〇〇〇委員 24ページの公図写しのところで、今のご説明で全員不承諾のところは34-7と6ということで、それがこの道の出口のところ、これがよくある、やむを得ない状況ですが。逆にですね、その反対側の33-1一番左側と、34-1のほうの方は、ご了解を幸いにも頂けたということで、ご理解いただけたということで大変ありがたいのですけれども。

その結果として、前のページで厳密に計算すれば分かるかなと思うのですけれども、最終的に、このご了解を賜った33-1と34-1はまだ引いていないものだから、これから引いてくださるということになるのですが。引いた後に、なお、不承諾の方が引いていない状態だと、今の現状に書いてある3.41メートル、3.33メートル、3.44メートルと書いてあるより少しは広がるわけなのですけれども、それは大体どのくらい広がるのですかね。この図を見れば分かるのかな。前の23ページで見る、この293、左側に向かって、右側280広がる、そういう理解でいいですか。

〇特定行政庁(〇〇) 23ページ、道の現況図を御覧ください。今ご質問のありました33-1につきましては、図面に記載のとおり、実際293は下がるように道の協定もなっております。

また、東側の道の部分を御覧ください。こちら、34-1が道のさらに東側でございしますが、こちらも現況は塀が出ている状況ではございますが、道の協定としては4メートル、図面のとおりでございまして、280下がるということで協定が結ばれている状況でございます。以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。そうすると、大体3.7メートルはもう将来的には確保できると。あと30センチはまだ不承諾。大体そのくらいと理解しておけばいいですね。

〇特定行政庁(〇〇) そのとおりでございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇〇会長 それでは、〇〇委員。

〇〇〇委員 すみません、理解不足なのですけれども、先ほどのご説明では、この中に転回広場に相当する空間があるとおっしゃっていたような気がするのですが、それはどこに相当しますか、どこに当たりますか。

〇特定行政庁(〇〇) 23ページ、道の現況図を御覧ください。申請地であります部分から見て、南西側の⑨と写真の番号が書かれている部分、こちらを転回広場とし

て考えております。

〇〇〇委員 これが寸法としてというか、そういう条件を満たしているのですね。転回広場の広さは決まっていなかったっけ。要するに、この角のところがそれに当たるということで理解できる。

〇特定行政庁（〇〇） はい、道の協定としても4メートルございますし、隅切りも2メートル取れているところではございますので、こちらを転回広場と考えております。

〇〇〇委員 位置づけられるわけですね。ごめんなさい、ありがとうございました。

〇〇〇会長 ほかにいかがでしょうか。小さなことなのですが、24ページの公図写しを見ると、京王電鉄とのちょうど境目のところに、少し斜めに切り取られているところに34-23という番号が引いてあるのだけど、これは植え込みがありますよね、ここのところに。その植え込みの部分を表しているのですか。34-23というところ。

〇特定行政庁（〇〇） 24ページ、公図写しを御覧ください。34-23の筆でございしますが、南北にある道の部分の東側の細い部分を示しております。こちらが34-23の筆でございします。

また、水色で表現させていただいているところではございますが、23ページ、道の現況図、⑦の写真を御覧ください。こちらの角のところに植栽が出ておまして、こちらを公図でいう水色で示させていただいております。以上でございます。

〇〇〇会長 実際、通行にはあまり支障がないのでしょうかね。

〇特定行政庁（〇〇） 実際の通行には支障ないと考えております。

〇〇〇会長 分かりました。

〇〇〇委員 今の部分は、どなたが所有しているのですか。

〇特定行政庁（〇〇） 実際に植栽の部分の管理、どなたがお持ちというところまでは、申し訳ありませんが把握していない状況でございます。ただ、恐らく34-15、その南側の敷地とつながっているようにも見えますので、こちらの所有者の植栽ではないかと推測はしております。

〇〇〇会長 この角の植栽の部分というのは、地番でいうと34-4のところにあるのですよね。

〇特定行政庁（〇〇） そのとおりでございます。

〇〇〇会長 そうすると、34-4の所有者の方というのは共有ですよ。

〇特定行政庁(〇〇) はい。

〇〇〇会長 たくさんの方がいらっしゃる。もし、さっきの34-23の地番だとすると、所有者はお1人なので、働きかけの方法はあるかなと思ったのですが、34-4だから、植栽自体はどなたが維持されているか分からないけれども、地番上にあると、そういうことですよ。

〇〇〇委員 そうですね、失礼しました。そうですね、34-4ですね。

〇特定行政庁(〇〇) はい。

〇〇〇会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、それでは23号の申出については以上とさせていただきます。

本日、議案3件でございますので、それでは、これより評議に入ります。評議ですので、傍聴の方は退席を頂くこととなりますね。お願いします。

〇事務局(〇〇) 少々お待ちください。

(傍聴人退場)

〇事務局(〇〇) お待たせいたしました。よろしく願いいたします。

〇〇〇会長 それでは評議に入ります。まず21号議案につきまして、同意することはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

〇〇〇会長 ありがとうございます。21号、同意をいたします。続きまして、22号につきまして同意でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

〇〇〇会長 それでは22号、同意をいたします。最後、23号でございます。同意でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

〇〇〇会長 ありがとうございます。それでは23号、同意をいたします。

それでは連絡事項などにつきまして、事務局、お願いいたします。

〇事務局(〇〇) 次回の審査会日程でございますが、次回は令和4年12月16日金曜日の午後3時から、場所につきましては、府中市役所北庁舎3階会議室の予定でございますが、審議案件の数や新型コロナウイルスの感染状況によっては、今回のようにウェブ開催もございます。会長とは改めてご相談させていただきたいと思っております。

ので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇〇〇会長 それでは、本日の審査会、以上で閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時55分

閉 会